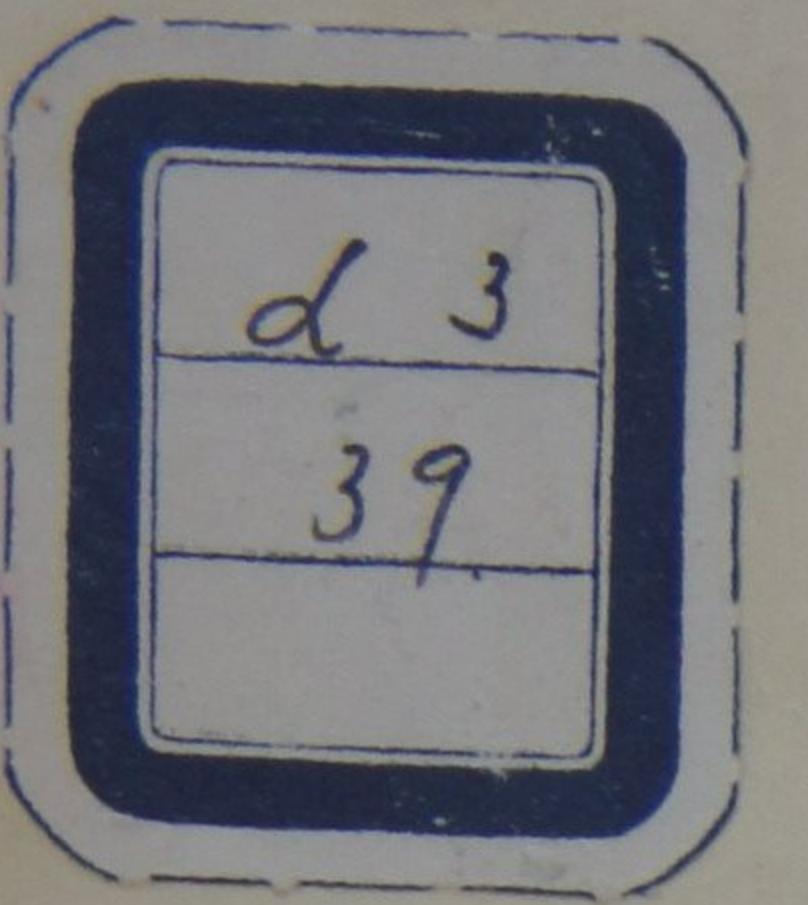


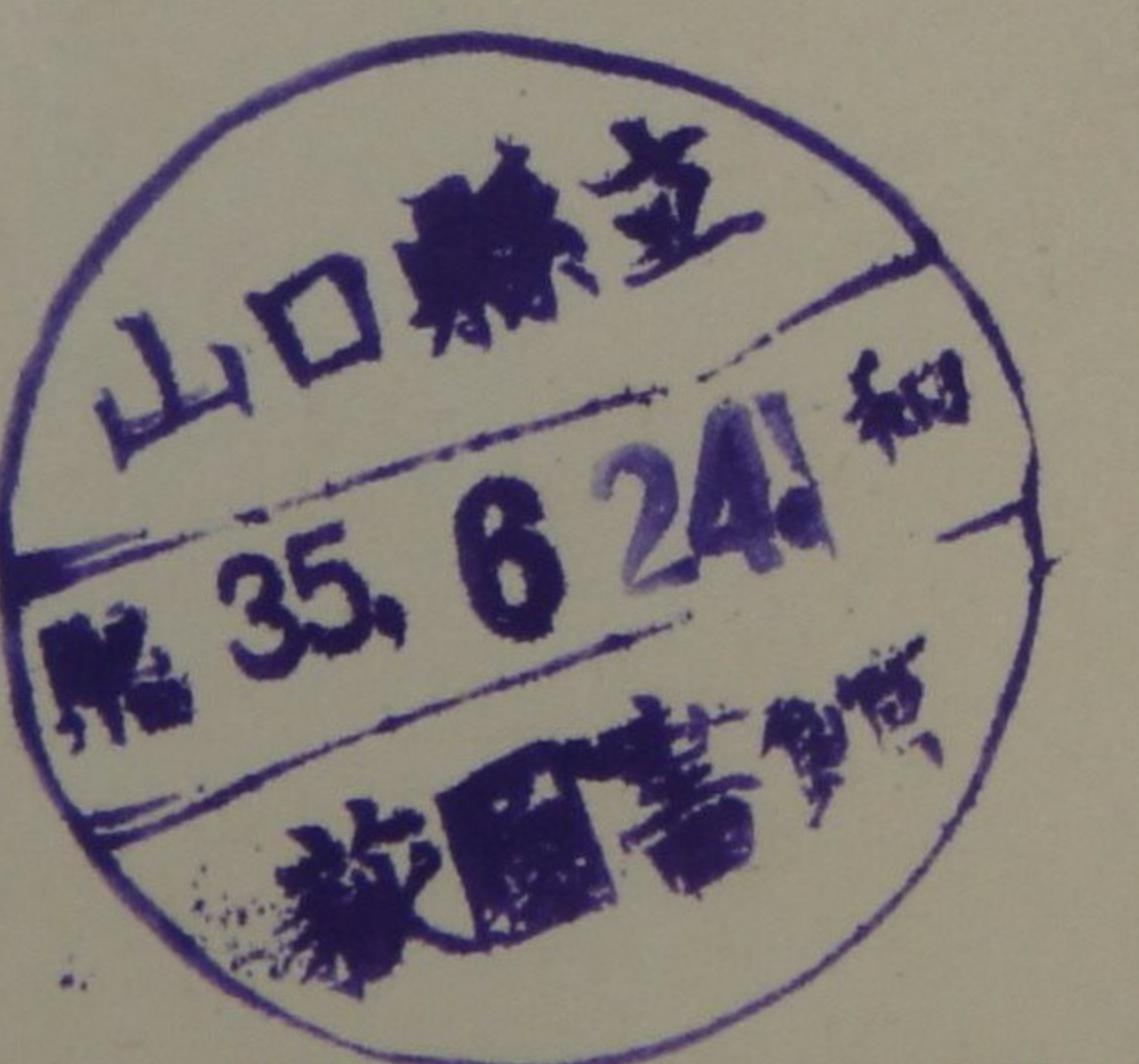
玉江浦と青年宿

萩市玉江浦漁業協同組合



Y229
JO

玉江浦と青年宿



萩市玉江浦漁業協同組合

34784

萩市立図書館

d 3
39.
19184.



浦 の 一 部



帰 港

萩市
玉浦漁業協同組合寄贈

序文

玉江浦は古くより九州沿岸朝鮮近海等に出漁し我国遠洋漁業の先鞭をなしたことは史実に徴し疑うべくもない。この進取の気象と勇往の精神とは本浦伝統の精神であり誇である。この起因するところ一にしてとどまらないが本浦特有の青年宿の存在を見逃すことはできない。

近時この青年宿は新聞に雑誌に、ラジオにテレビにと紹介され、視察者も数を増し、その案内説明を求められるに当たり、その詳細を述べる余裕もなく後日照会に接することが頻々である。よつてこれを補足し参考の一助たらしめんとして、今回冊子として印刷に付することとした。

この冊子はもとより十分なものではないが、将来これを基として漸次完璧を期すべく期待している

昭和三十五年新緑

萩市玉江浦漁業協同組合

組合長

網屋鶴松

一

はじめに

本冊子は昭和十一年、当時の白水小学校長中野四郎氏（現在大津郡三隅町教育長）の著作「玉江浦とその青年宿」の改訂増補版ともいるべき冊子で、書名も「玉江浦と青年宿」とし内容も同書を根幹としその後の変遷経過等を叙述し、玉江浦の現状と宿の近況とを、明らかにしたつもりである。従つて文书中所二回書をつままで、とり入れたところも多分にある。敢えて寛恕を乞う。

筆者は当時同校に勤務し、校長を中心に、萩青年学校白水農水産部の授業を分担し、玉江浦青年宿の特別班の圧縮訓練の思い出を有するものである。今や当時の青年は、何れも当浦遠洋漁業の中堅として、父祖伝來の業務を継承し、新らしい感覚と将来の理想に燃え、最新方法と新設備を採り入れ、地域漁業の発達と改善に挺身奮斗している。このように、青年宿は浦漁民の搖籃として、数百年の過去から将来へと永久に連綿として存続することであろう。

今回本冊子作成を命ぜられ、よろこんでこれに着手したものの、古記録古老の言など確たるものを作り出すことが出来ず、その上短期間の中に余暇をもつて作成したので甚だ杜さんなものに終つて忸怩

目次

- 一、玉江浦の概況

二、遠洋漁業の沿革と現状

1. その昔

2. 明治大正の頃

3. 大東亜戦争の頃

4. 漁業組合の変遷

5. 終戦後の状況

三、玉江浦の社会組織

四、玉江浦の経済組織

五、玉江浦青年宿

六、玉江浦の信仰

1. 宿の目的

2. 宿の構造

3. 宿の役割

4. 在宿舎の心得

5. 青年と「オシクラゴウ」

6. 青年宿の光栄

卷之三

本冊子を作るにあたり、現組合長網屋鶴松氏、専務角屋平一氏、参事細田与一氏外役職員の指導助

卷之三

三

玉江浦と青年宿

一、玉江浦の概況

玉江浦は山陰線萩駅の西隣玉江駅から徒歩五分、阿武川下流分岐橋本川の河口左岸一帯を占める部落で、数十戸の商工業家等を除き四百戸という大部分が漁業で、しかもこれらは、他所でよく見る半農半漁でなく純然たる漁業専門で大型漁船七十余隻で遠く東支那海、黄海方面に出漁し小型漁船百二十隻は沿岸漁業に従事しその水揚高は年間約三億円に達している。

浦の気風は、一般に純朴敦厚勤勉で信仰心厚く共同團結和親共励の風をなし、男子は勇敢堅忍、万里の波濤を蹴つて、遠洋に奮斗し老少婦女は家に在つて沿岸浅海に精励し、住居も殆んど瓦葺二階建で密集し清楚堅固な感じがあり、浦特有の魚臭いようなことは絶対になく漁業協同組合を中心に、社会組織や經濟組織が成立して比較的堅実な漁村生活を送つてゐる。

二、遠洋漁業の沿革と現状

1、その歴史

当浦遠洋の沿革は遠く南北朝時代に遡つて考えられる。梅松論によれば南北朝の頃「長州萩の漁民」

等尊氏の東上を助勢し……』とあるによつても、當時、凡に北九州、瀬戸内海方面に出漁していたことがわかる。少くとも山口県に於ては、当浦と、同一市内鶴江浦とは、遠洋出漁濫觴の地であるのみならず、大分県佐賀関と共に本那遠洋漁業の魁をなした地として古くからその名は世間に知られていた。其の後漸次遠洋へ遠洋へと勇敢に漁場を開拓し、宝歷年間（今より約百八十年前）には鶴江の舟と共に三人乗五艘組の出漁隊を組織し、玄海灘を突破し対馬或は五島列島西北方へ出漁した。こうして両浦は着々進歩に向い、出漁隊も増加して漁船漁具も改良せられ、漁場も拡張され、北は遼東半島沖合より、南は台湾海峡まで及び、玉江、鶴江の名声は、広く県の内外に、頗揚され、本邦各地に遠洋漁業勃興の気運を促すに至つた。

2、明治大正の頃

その後玉江浦は漸次隆盛に赴き、日露戦争（今より約五十五年前）前後には、まさに空前の黃時金代を出現し、引続いて、襲來した反動不況時代、及び大正十年の部落大火によつて、慘憺たる荒廃地となつたしかしながら全浦漁民の百折不撓蹶起奮励復興の意気に燃え、爾来刻苦精励再び旧態を挽回するに至つた。其の後漁船の機械化、漁具の改造と、着々発展の一途を辿つていつた。

3、大東亜戦争時代

然るに、支那事変及び大東亜戦争の戦時体制下に入り、漁船の徵用、乗組員応召、燃料油の欠乏等によつて全く沈滯状況に陥り、氣息奄奄たる状態となつた。

4、漁業組合の変遷

ここで一寸遠洋漁業従事者は全部漁協組合員であるので、当浦の漁業協同組合の沿革の一般を挿しさんでおこう。

玉江浦行政の大元締は古くから大船頭と称する者によつて行われたので、未だ法的団体としての発足は考えられず、各人各様随意に漁業に従事したわけだが、明治三十五年政府の漁業法案（第三次）施行となり、同法十八条乃至二十条に漁業組合に関する規定があつて、それに基いて、翌三十六年二月玉江浦漁業組合設置の認可があり、初めて、組合の名称を称することとなつた。しかし、この頃は、漁業権の享有及びその行使を目的とするもので、漁業権を取得する主体であつたにすぎない。次に当時の認可書をかかげてみる。

山口県認可四第七一號

阿武郡山田村

玉江浦漁業組合設置発起人

上 領 平 左 衛 門 外 六 名

明治三十五年十二月二十七日付申請玉江浦漁業組合設置ノ件

右漁業組合規則第六条第一項ニヨリ認可候條左ノ通り相心得ベシ。

明治三十六年二月二十四日

山口県知事 武田千代三郎印

一、組合規約中漁業権ノ享有行使及漁業方法ニ関スル規定ハ其ノ漁業権ノ免許ヲ得タル後ニ非レバ効力ナキモノトス。

一、組合規約左ノ通り修正スベシ。

規約第四十二条ノ末文「徵収ス」トアルハ「徵収スルコトアルベシ」ト改ム。

当時は陸揚された漁獲物も浦の広場で売買され、諸方に所謂「カネリ」によつて販売されたのであるが、明治四十四年漁業組合令制定、漁業に関する共同施設を奨励されることとなり、魚市場設置の声おこり、大正の初年最初の市場が建設され大いに利便を得た。この頃青年宿も、従来の私宅から独立の公共建物となり、中間組青年宿が最初に建立され、次々と他の宿も独立建物となつた。第一次世界大戦後經濟界は世界的な不況に見舞われ、とくに我国政府の相次ぐ財政政策により漁村經濟はひどく窮迫たし。ここに於て政府は昭和七、年農林省に經濟再生部を設立し、漁業組合の強化をはかり、昭和九年漁業法を改正し、組合員の經濟の發達に必要な共同施設をなし得ることとし、なお責任組織（有限無限保証）を採用しその組織に改組した組合を、漁業協同組合と呼称せることとなり、当組合も昭和十一年保証責任玉江浦漁業協同組合と呼称することとなつた。その後昭和十八年水産業團体法が戦時国策遂行のため強行され、十九年五月保証責任玉江浦漁業協同組合は解散し各市町村一漁業会に統制され、当組合は萩漁業会玉江支部となつた。

然るに敗戦とともに、法の命ずところにより解散の途をたどり、昭和二十三年十二月水産業協同組合法公布さるや、翌二十四年萩漁業会は解散することとなつた。

ところがこの新協同組合法は、民主的自主的且つ自由な組織であるため、漁民二十人以上をもつて

地区に關係なく自由に設立される建前なので、各所に随意組合の結成が行われ当浦に於ても玉江浦漁業協同組合と萩漁業協同組合玉江支部と並存していたが、二者一体の氣分が醸成され、昭和二十六年九月両者は合併し、萩市玉江浦漁業協同組合として発足し現在に至っている。

5、終戦後の状況

終戦後漸く秩序は回復したが統制下に於ての水産需用熱は高まり資材不足にもかかわらず漁船の新造が行われ漁業は復興し昭和二十四五年から二十五六年が最も好況を呈した。

しかし乍ら昭和二十七年李承晩ラインの設定、漁獲物の濫獲廻遊魚類の經路変更、漁船の増加などのために、沿岸遠洋共に不振となり現在必ずしも樂觀を許さぬ状態である。

尚この間昭和十四年七月の台風、二十六年ルース台風、三十一年六号台風に於て、十隻六十九名、又近くは、昭和三十四年九月に十四号台風で一隻三名の尊い人命と船舶を失い、一面又昭和二十八年三隻、昭和三十年一隻の拿捕された船も出て当浦遠洋漁業も必ずしも平坦順調の道をたどつたわけではなかつた。こうした試練を経ながらも益々百折不撓の意気を以て漁法の改善、新漁場の開拓に努力し、昭和二十七年夜間漁業照明に発電機、二十八年魚群探知機、三十年無線電話を設置する等、漸次漁船の機械化も実現しつつある。

三、玉江浦の社会組織

当浦は現在萩市行政区分から、玉江浦一区、玉江浦二区、倉江と三区分されているが、漁業組織からいうと、古くから、上組、中間組、角屋組、下組と四つに分れ、各組に青年宿と称する漁村青年の後継養成所を持つていて（これに就ては後に掲ぐ）この浦全般を統轄するものに大船頭と称する絶対権利者があつた。これは古く藩政時代より継続し、いまだおその伝統を大体保つていて。

大船頭

前述のように、当浦四部落の上にこれを統制する役として存在し、その任期は二ヶ年漁業協同組合員の選挙によつて選出され、人格実力を最大要件とし、常に声望ある老練な人物が衆望を、になつて当選するので専制もなく抑圧もなく、漁民はよくこれに心服している。近來漁業協同組合の活動活ばつ化に伴い、役員の一人として、よくこれと提携協調し、現在では祭典行事を管掌することとなつてゐる。

漁業組合

漁業組合法制定以来本浦にもこれを結成し、現在の萩市玉江浦漁業協同組合は単位組合としては、県下その一二を争うくらいの組織と実績をもち、組合長は、その代表者としてその運営にあたり、五百の組合員と百八十余隻の漁船の総轄指揮の重責に任じている。



一二

漁業協同組合は理事九人、監事五人、大船頭一人計十五名による役員会があつて業務を執行し、総代七十五名よりなる総代会を以つて総会に代る議事審議を行つてゐる。

組合にはこの外、昭和二十九年漁協婦人部が結成され、貯金の奨励生活の改善等につくし、組合へ側面的援助をしてゐる。

互助会

遠洋漁業従事の船頭を以つて組織し、もと船頭組合と称し、遭難に關すること金融に關すること等、もつばら船頭相互の援助機関である。

青年協行会

遠洋漁業従事の船頭及船員をもつて組織し、青年宿の後援、乗組員全般の福利更生に關する事項、船員の資質の向上等に關する事項等を取扱う自主的な会で、古くから青年会と称して団体活動をしていたものである。

青年宿

後に掲げる。玉江浦の青年宿

その他

尚、この外に、古く大船頭時代より存在する重任組（大船）及び小舟連絡員と称する連絡通達の組織は今なお現存し機関士連中には機関士会が結成されている。

右は主として、漁業關係に於ての浦の社会組織について述べたわけである。

四、玉江浦の経済組織

1、明治より大正時代

玉江浦經濟は現在玉江浦漁業協同組合を中心として、組合員の漁具の購入建造資金の融通、漁船保険、労災保険預金の取扱等一として組合に依存しないものはない。

過去にさかのぼつて記述すれば、明治三十七年頃より四十年頃にかけて一時黄金時代を現出した。当時は沿岸遠洋ともにそこそく豊漁で漁価も騰貴し、收入は相当の巨額に上つた。しかしその影響で一般に生活の緊張を失つたところへ四十一年頃から不漁が相つづき收入が激減したので反動的な不況におちいつたが好況時代の惰性が去らなかつたため、負債は負債を呼びその総額ついに十数万円に達しそこぶる疲弊した。ここに於て漁民たちは、ようやく醒め、我と我が心にむちうち精勤刻苦、緊張の

数年はつづけられた。かくして大正八九年頃には辛うじて大部分の債務は完済された。ところが大正十年五月十七日部落内大火災おこり、一朝にして六十八戸を全焼し、困憊の状その極に達したが、これ等の痛苦試練と火災に際して、受けた世間の同情に対する感激とは、更に、人々の覺醒奮励を促した。

以来勤儉力行家産を恢復し、組合貯蓄高も昭和二十五年二百四十二万円、昭和三十年一千三百三十三万円、昭和三十五年現在二千四百万円となつて漸増の一途を辿つてゐる。

2、漁業の利益分配

漁撈法は遠洋漁業にあつては、延繩漁業を主とし遠く五島列島、東支那海、濟州島、黃海方面に出漁し、主として、鯛、鱻、鰐を漁獲し、沿岸漁業は、萩、阿武沿岸を漁域とし、多く日帰り漁業で老人と年少者が従事し、屈強な働き盛りの者は皆遠洋へと進出し、その漁獲物は、長崎、福岡、下関等に陸揚され、当玉江港へ一斉に帰港するのは、五月、八月、正月の三期位で年間二百数十日はほとんど母港を離れて、万里波濤の彼方に、働いているわけである。当浦には、資本家的事業家は、一名もなく、船主即船頭、漁具供給者即全乗組員といふ風で、各漁民は、自力によつて、漁船、漁具を設備しなければならぬところに、自力經濟の根基があり、經營上の苦心と努力がある。

当浦に於ては、從来より遠洋漁業者は、その漁具、食費、飼料等全部各自負擔で船頭は、只漁船を提供するだけという慣習になつていて、利益の分配法は、先づ純益から部落及組への據出金と特別賞与金と船前を控除して、残額を船頭以下乗組員全員に平等分配する。「船前」とは船頭即ち船主が所有船の維持営繕費に充てる為の所得で、其の他には資本主としての特別收入は一文もないわけである即ち労力と建造費以外の出資に對しては、十七八才の青年も老練な船頭も全然同一の分配を公平に受けてゐる。

万一不漁又は欠損の場合は、その損失は乗組員の共同負擔になつてゐるが、このようない慣例制度はあるものといふことが出来る。

特筆すべきことは、青年宿の青年は、出漁中の炊事、雜役等直接漁撈に關係のない勤労一切に服することを自己の責任として決してこれを年長者に委ねるようなことはない。船頭はまた彼等純情な青年たちの激務をねぎらうことを忘れないで、先に述べた特別賞与金は、之を青年乗組員にのみ分配するのである。その金額は青年各人の努力と、その船の漁業成績等によつて一定しないが、之を利益所得金と合算すると一般的最高金額受領者は青年である。当浦は年々戸数人口が増加してゆく。壯年者

は勿論青少年たちも職を他郷に求めて出る者は殆んどなく、各自漁業に精励しているのもこのへんに一原因がある。

尚収益金の管理について他と異なる点は、出漁中に於ては、純益金の分配を絶対にしないことで帰浦の際精算して分配することになつていて、出漁中は個人的の支出は殆んどなく、万止むを得ず支出を要する場合は、船頭から一時立替金として借受け、帰浦後一旦元金で之を返納した上、計算し分配を行ふ制となつていて、これは出漁先に於ての青年の費用を親元に判明させる為である。

五、婦人の経済協力

年間中帰んど留守勝の家庭の経済と教育は、主婦の負うところで婦人の責任は重大である。玉江浦の婦人の活動は、昔から世評に賞讃され、世帯主不在中家計一切を切盛り、尚行商に、労働に、お通いにと從事し所得の増加をはかつていて、

婦人の魚行商者は、所謂「玉江浦のかねり」で恰度京都の大原女が薪を頭上に乗せて商う如く、魚を桶に入れ頭上に乗せて行商に出掛けたもので、近年迄はその姿を見ることが出来た。

日稼労働に出る者は、短い筒袖に白紐つきの前垂れをキチンと結び白手拭を頭にかぶり見るからに軽快そうな装で、土木工事、燈もぎイリコ干し、等に稼ぎ、又市内料亭、大宴会等に、臨時に「お

通り」と称して雇われて極めて能率高く働くのである。「たとへ労銀は少しは高くとも雇へば浦の婦人がよい」と云われ一般の好評である。浦には市立保育園もあつて、手足まといの幼児を責任あるところに托して、安んじて労働に從事することが出来る。

尚浦婦人の伝統的美点として清潔を好むことも特筆すべきことだ。彼等は板の間は漆塗の如く光らせ、鉄器は銀色に輝かせることを、自らの務めとも誇りとも考へていて、この良習は、婦人のみならず男子、小童にまで及び浦全域が隅々に至るまで清潔に保たれていて、昭和二十九年漁協婦人部が結成され日掛貯金、一日皆貯金等励行され、生活改善実行と相待つて浦經濟に少からざる貢献をしている。去る一月には、各区に子供貯金も結成され、組合に預金して、貯蓄精神は、大人、子供を問はず全般に、行きわたつてきた。

五、玉江浦青年宿

1、宿の目的

青年宿は前述の社会組織と漁業機構との中に育て上げられたものでその目的は「漁業上必要な知識と技術とを習得せしめ漁民としての人格修錬をなし漁村文化の昂揚の推進者」とさせるところにある。随つて部落の社会組織中重要な役割を占める施設である。

その起原は不詳であるが早くより浦は上組、中間組、角屋組、下組の四つに分れ、その各々に青年宿を有し、後継若者の養成に留意していたことは、事実である（約二百年の伝統を持つ。）

現在もそれ／＼四部落に独立の木造瓦葺平家建のペンキ塗建物を有し、漁村青年の集会所否合宿訓練所として、帰港中の青年は食事入浴以外は一切こゝに起居し、漁具の補修、漁具の製作、漁船通信、漁撈の話、気象の知識等を先輩、親父などから教はり、昼は実地を夜は理論をと、極めて自然的に、実際的に、知識と技術を習得しつつある。

2、宿の構造

宿は各々大同少異であるが大体、入口を一步入ればタタキの土間を有し座敷に板の間と僅かのたゞみの間と、夜具戸棚、図書戸棚を持つてゐる。壁間に、心得書や名札、殉難亡友の写真などが掲げられ、まことに簡素質朴で板の間や土間に作業用具が一部おかれ、炊事設備が土間の一隅にあるといつた程度で広さは、坪四十八平方米（十二坪）乃至七十平方米（十八坪）で外観すぐ他の普通の民家と見分けがつく。

この浦に生を享け将来漁業によつて生計を立てようとする男子は義務教育が了るとすぐ家格の如何を問はず貧富の差異を論ぜず一様に各自の属する青年宿に入宿し、満二十五才までは全く家庭生活を

離れて、この合宿所に起居し訓練を受けるわけである。従つて在宿期間は、結婚もせず、ひたすら漁村青年として修養鍛磨する。勿論、待遇も平等無差別で、親の地位、名望、権力等いささかも顧慮せられない。

3、宿の役割

宿には在宿青年の互選によつて出された宿頭以下、内務、外務、会計等の役員があり、その他に各組に老練な船長の中から選ばれた「親父」と称する指導者があつて、前記訓練を受けるわけである。年に一二度は他より講師を招聘して講習を受けることもある。このように、平素青年を合宿訓練しておくことは共同精神の涵養から、服縫規律の秩序維持精神の保持から海上生活をするものにとつて、まことに必要なことである。

在宿者の風紀もよく維持され未成年者の禁酒禁煙はもとより婦女の関係など絶対に起らず、出漁先に於ても料亭その他如何はしい所への出入など自重し、寄港地に於ても玉江青年は好評である。万一規則に反し退宿を命ぜられるようなことになることは、青年にとつても、親にとつても最大の恥辱であり就職上の大問題でもある。無事に修業をつんで二十五才に達すれば「艤乗」といつて船頭候補者の資格を得て初めて家庭に帰るのである。

現在に於ける各青年宿の在籍者は次のとおりである。

一一〇

角屋組 計	上組	在宿者数		20才以下	20才以上
		高校卒者	中学校卒者		
下組	五三	二三	五三	一	一
中間組	五四	一	二二	二五	八
上組	五六	三六	五四	二六	二八
計	一六六	一	三六	二三	一三
			一六五	八七	七九

4、在宿者の心得

参考までに、各宿に掲げられている「在宿者心得」の一例として、上組宿のものを記しておこう。一、本宿の目的は、漁業に従事する者に限り入宿せしめ漁業上必要な知識を修得し漁具の製作並びに使用法その他を練習せしめ併せて漁民としての人格修錬をなし漁村文化の昂揚の推進力たることを以て目的とする。

- 一、在宿者は常に、体位の向上を図り和氣藪々たる中に鞏固たる團結の高揚に務め、災害等特に、海難救助に際しては、四組連中にて、迅速なる連絡をなし、果敢なる行動を以てその任務を果すこと。
- 二、日常船溜に留意し繫船及船の据下しに関しては絶対に責任を持つこと。
- 三、年長者と雖も乱りに下の者を使はざること。
- 四、船上に留意し繫船及船の据下しに協力すること。
- 五、宿にありでは親父、漁業中は船長若しくは年長者の意見に協力すること。
- 六、秩序を守り礼儀を正しくし、他に迷惑なる行為あるべからざること。
- 七、連中内に成績良好なるものは、模範として、連中より相当賞品を贈ること。
- 八、在宿中団体の名誉を毀損したる場合、一応説諭をなし改悛の見込なきものは除名することを得。
- 九、各役員は、良くその任を解し本宿の目的に万全を期すること。
- 十、当宿は満二十五才を以て退宿するものとする。

5、青年と「オシクラゴウ」

玉江浦の年中行事として古くから有名なものに、「オシクラゴウ」という和船競争がある。これは毎年当浦に鎮座する厳島神社の祭礼（五月十二日）行事として、行はれるもので、四組の青年宿から選



ばれた選手たちがそれぐ赤黄黑白の色分けの鉢巻に裸体白木綿腹巻姿で五丁櫓の和船を仕立て海路往復八糸を競漕する海上オリンピックとも称すべき壯挙で当日は市内は勿論近郊の町村からも多数、見物人が集つて流石の漁浦も人出で埋つてしまふ程の賑やかさ。青年達も当日は一年一度の解放された日として、朗らかに無礼講そのまゝに祝い廻るのである。

この「オシクラゴウ」の選手となることは、部落民の衆望と期待を荷つて立つものなので青年無上の光栄である。

選手の選出方法

各宿に於て、体力技能、人物何れも範となる人物を五名宛退宿遠洋従事者が選出し、他に二名（内一名船頭）をも選出計七名のうち五名は櫓漕ぎ二名の内一人は赤模様黒襟の襦袢で采配をふり他の一名は船板を叩いて拍子をとる。

色分け

上組（白） 中間組（赤） 角屋組（黄） 下組（黒）

練習方法

約一一二日、この間船の手入練習をし当日となると正午以後は絶体に、船にさわらぬことにして開

始時間を持つ。

主催

青年協行会の催し。

費用

各宿の祭典費より支出する。

6、青年宿の光栄

青年宿は前記の如く昔から存在していたが近來とくに世間に喧伝されるようになつたのは、去る昭和五年七月、雑誌「青年」誌上に「伝統の誇に輝く玉江浦の青年宿」と題する記事が掲載されたことがある。これはその当時大日本連合青年団理事であつた田沢義輔氏が山口県主催政治教育講習会講師として来萩の際、玉江浦を視察しその紹介の筆を取られたものである。その後同氏より萩市の社会課への来信によれば全氏が青年団について、御前進講をした際、玉江浦青年宿についてのことを申上げた。その後、青年宿の状況は、大日本連合青年団編纂になる「青年宿」及び「青年団の經營」と題する單行本中にも記述され、又数種の雑誌幾多の新聞にも掲載されて天下に紹介されている。特に昭和十六年六月には、全国中の模範青年団体として、高松宮家御管理の有栖川宮記念厚生資金より金壺封御下賜の

光榮を担うに至つたのである。

六、玉江浦の信仰

わづか十数トンの船舶は、大海の只中では一栗に過ぎない。母港を、はなれて数ヶ月太陽を波間にから波間へ送り迎えする漁撈生活の間には、怒濤逆まく大台風に遭遇することも、或は、不時の機械故障に、数日を大海原に漂流することもあり哀れ海の藻屑と消ゆる者もある。自然の偉大なる力の前には人力の如何ともすべからざることがある。この空虚と、頼りなさと淋しみとを充たし慰するものは、絶対なるものに帰依する信仰に生きるより他に途はないのである。

玉江浦は、殆んど淨土真宗を宗派としている。浦には、古くから觀音院と呼ぶ臨濟派の禪刹があるが、宗派の関係上、浦の人たちは、この外に「説教所」と称する建物を設けていて、老人たちは「年寄講」を組織して、年数回、ここで真宗の名僧を招待して、お説教を聴聞することを主催し、婦人は「婦人講」を、壯青年は「純真講」を組織して、共に法筵を敷いて聖なる世界に魂を導く。この外に「燈籠講」と称する法團もあつて、信仰的諸会の斡旋に当つている。

浦は又、敬神思想に篤い。玉江権現社をはじめ、荒神社、恵美須社、嚴島神社があり、人々は昔ながらの信仰を持ちつゝけ、神威の加護によつて海上平穏漁獲豊漁を祈願するのである。毎年三回、一

月五月九月の五日は「お日待ち」と称して、これらの社殿で通夜をする。その外網代廻り祈願祭八朔祭、恵比須祭など、神々しく、とり行うが、就中五月十一二日に行う嚴島神社祭は、新緑の玉江を彩る海の祭典で浦を挙つての大漁祝であり、十月二十五六日の権現社の祭礼は、秋冷の頃鎮守の森に催す大漁祈願の最たるものである。この日は、老若男女打連れて、参詣し、奉納神事としての大漁踊り「天狗拍子」を行つて神靈を慰め奉るのである。

こうしたこまやかな信仰的雰囲気の中に成長した人々であるから、海上荒れ狂い遂に恐るべき最後の一瞬に遭遇しても乗組員の心境は不動の信ともいふべく所謂「大安心」で光明の彼岸に往生することを確信しているので沈静であり明朗である。

家庭を守る婦人も迷妄と悲嘆を法悦によつて転換し力強く生きていく原動力を与えられている。

(附) 天狗拍子舞の由緒概畧

起源年代は不詳なるも古老の伝説に依れば往昔この浦人漁業の沖よりかえらんとせしに、陸のかなた賑いて、拍子いと妙なる物音聞えければこは如何なることならんと舟おし立てゝ見ればなお先に漕ぎ帰る舟ありけり。これは人の仕業にやかゝる音色をとりはやすらんと、なお近くによりて、この実否を正さばやと、思へども、はや陽は暮れかゝり、その人としも見えあかねば、せ

ん術もなく如何せまじと、言へるが中にこれはよきしるしにせんと、舟の艤に鳥賊の墨、うちつけて、めしたのしるしにぞしける。夜の明けるや否や、かの舟を尋ね見れば一人の老翁ほゝ笑みて舟上に立ち給いて即ちいへらくこの舞はよく覚えて、この浦に漁のなきとき奏すべし必ずあまたの漁あるべし。決して、ゆめうたごうことなかれと物語りてかき消すばかりに消え失せ給いぬこれ実に神の御託宣なるべしと、敬い畏みてより大漁祭の祈願祭事として、この舞を奏すれば漁いと多し。また時にふれて不漁なる時はこの舞を公儀に願い出でて舞う。必ず大漁ありて、玉江浦の賑いとはなりにけりとぞ。

天狗舞

一、牛若度

殿はくらまのや山の

そうじよがた

やあいけさ

天狗拍子は

おかげいこじや

やあ天狗拍子は

おかげいこじや。

二、それとりては

あたご山城

ふうどうがた

やあいけや

大狗拍子は

はやるとさ

やあ天狗拍子は

はやるとさ。

三、周防の国では

みぎたやだ

繁屋火神や

やあ天狗拍子は

はやるとさ

やあ天狗拍子は

はやるとさ。

四、それとりては

といたげさ秋は佐松だ

やあいけや

天狗拍子は

はやるとさ。

やあ天狗拍子は

はやるとさ。

五、豊後の国では

彦の御山鶴宮

はやるとさ

やあ天狗拍子は

はやるとさ。

六、牛若度

殿はくらまの山の

八津むねづくり

やあ

天狗拍子は

これまでぢや

やあ

天狗拍子は

これまでぢや。

二八

我は又 西の宮や えー戎参郎とは我が事也
えー戎は釣の糸をたれ 戎は釣の糸をたれ
餌つなぎ仰せつゝ めでたき鯛を 釣りたりけり

一番 恵美須舞

あー我はまた 小国を しようする大黒天とは我が事なり
さて大黒のおきてには さて大黒のおきてには

あー朝とう早おき、人の来る間もいやがるまし我等がような福の神をけつこう仕立て尊重するな
ればたちまち長者にならせたり。

その時大黒すゝみ出て袋に槌をとり上げて大地をちよんちよんちよこ打つことよりも萬の宝がわ
き出たりこれまで也や戎大黒は、これまで也や
戎大黒は戌亥のすみにと入りにけり。

TRC102095

萩市立図書館



111325452

